

介護保険サービス種類表

区分	サービス種類	明細書様式	
介護 給付	居宅サービス	11 : 訪問介護	様式第二
		12 : 訪問入浴介護	様式第二
		13 : 訪問看護	様式第二
		14 : 訪問リハビリテーション	様式第二
		31 : 居宅療養管理指導	様式第二
		15 : 通所介護	様式第二
		16 : 通所リハビリテーション	様式第二
		21 : 短期入所生活介護	様式第三
		22 : 短期入所療養介護(介護老人保健施設)	様式第四
		23 : 短期入所療養介護(病院等)	様式第五
		2A : 短期入所療養介護(介護医療院)	様式第四の三
		33 : 特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	様式第六の三
		27 : 特定施設入居者生活介護(短期利用)	様式第六の七
		17 : 福祉用具貸与	様式第二
	居宅介護支援	43 : 居宅介護支援	様式第七
	施設サービス	51 : 介護福祉施設サービス	様式第八
		52 : 介護保健施設サービス	様式第九
		55 : 介護医療院サービス	様式第九の二
	特定入所者介護サービス	59 : 特定介護サービス等	
	地域密着型サービス	76 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	様式第二
		71 : 夜間対応型訪問介護	様式第二
		72 : 認知症対応型通所介護	様式第二
		78 : 地域密着型通所介護	様式第二
		73 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	様式第二
		68 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用)	様式第二
		32 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	様式第六
		38 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用)	様式第六の五
36 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)		様式第六の三	
28 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)		様式第六の七	
54 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		様式第八	
77 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)		様式第二	
79 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)		様式第二	
予防 給付	介護予防サービス	62 : 介護予防訪問入浴介護	様式第二の二
		63 : 介護予防訪問看護	様式第二の二
		64 : 介護予防訪問リハビリテーション	様式第二の二
		34 : 介護予防居宅療養管理指導	様式第二の二
		66 : 介護予防通所リハビリテーション	様式第二の二
		24 : 介護予防短期入所生活介護	様式第三の二
		25 : 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	様式第四の二
		26 : 介護予防短期入所療養介護(病院等)	様式第五の二
		2B : 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	様式第四の四
		35 : 介護予防特定施設入居者生活介護	様式第六の四
	67 : 介護予防福祉用具貸与	様式第二の二	
	介護予防支援	46 : 介護予防支援	様式第七の二
	地域密着型介護予防サービス	74 : 介護予防認知症対応型通所介護	様式第二の二
		75 : 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	様式第二の二
		69 : 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	様式第二の二
		37 : 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	様式第六の二
		39 : 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	様式第六の六

※「53:介護療養施設サービス」については、令和6年4月サービス分以降廃止となります。

介護保険サービス種類表

区分	サービス種類	明細書様式
介護予防・日常生活支援総合事業	A2 : 訪問型サービス(独自)	様式第二の三
	A3 : 訪問型サービス(独自/定率)	様式第二の三
	A4 : 訪問型サービス(独自/定額)	様式第二の三
	A6 : 通所型サービス(独自)	様式第二の三
	A7 : 通所型サービス(独自/定率)	様式第二の三
	A8 : 通所型サービス(独自/定額)	様式第二の三
	A9 : その他の生活支援サービス(配食/定率)	様式第二の三
	AA : その他の生活支援サービス(配食/定額)	様式第二の三
	AB : その他の生活支援サービス(見守り/定率)	様式第二の三
	AC : その他の生活支援サービス(見守り/定額)	様式第二の三
	AD : その他の生活支援サービス(その他/定率)	様式第二の三
	AE : その他の生活支援サービス(その他/定額)	様式第二の三
	AF : 介護予防ケアマネジメント	様式第七の三

※介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村により実施の有無及び実施しているサービスは異なります。

※「AF:介護予防ケアマネジメント」について、要支援者は平成27年4月サービス分より、事業対象者は平成29年4月サービス分より国保連合会を経由した請求が可能です。また、対象者の弾力化に伴い令和3年4月サービス分より要介護者も請求が可能です。

※「A1:訪問型サービス(みなし)」及び「A5:通所型サービス(みなし)」については、令和3年4月サービス分以降廃止となりました。